

令 7 経 営 金 融 第 1119 号
令和 8 年(2026年) 3 月 23 日

取扱金融機関の長 様

山口県産業労働部長

米国の関税措置に伴う山口県中小企業制度融資の取扱いについて

本県の産業労働行政の推進につきましては、平素から格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 4 月 4 日付け経営金融第 5 9 号にてお伝えしたとおり、山口県中小企業制度融資の経営安定資金について、当面の措置として、米国関税措置の影響を受けた事業者を対象とする融資要件の緩和を行ってきたところです。

一方、その後の関税措置や事業環境の変化を踏まえた国の経済対策に基づき、新たな信用保証制度が設けられたことから、県は同制度を活用し、令和 8 年度から「経営改善・再生支援資金」の融資枠を拡充することとしました。

当該資金により、融資利用者への認定支援機関等による支援の充実や保証料負担の軽減が期待されます。

このように、現状の経営安定資金より利用者に有利な内容の融資枠を設定することから、関税措置の影響を受けた事業者の支援は「経営改善・再生支援資金」の活用に移行することとし、当面の措置とした経営安定資金の融資対象とする本取扱は、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって終了することとしますので、よろしく願います。

なお、特別相談窓口の設置につきましては、引き続きご対応いただきますよう、よろしく願います。

経 営 金 融 課 金 融 支 援 班 担当：山本（雄） TEL 083(933)3188 FAX 083(933)3209
--